

●アメリカン・エクスプレスカードの会員規約 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）
2023年1月31日（火）より改定

改定前	改定後
<p>第1章 一般条項</p> <p>第7条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス等の連絡先、勤務先、職業、カード利用代金等の<u>指定支払口座</u>または支払方法その他当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。</p>	<p>第1章 一般条項</p> <p>第7条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、その住所、氏名、Eメールアドレス等の連絡先、勤務先、職業、カード利用代金等の<u>指定のお支払い口座</u>または支払方法その他当社に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに当社に届け出ていただきます。</p>
<p>第2章 ショッピング条項</p> <p>第9条（加盟店でのカードの利用）</p> <p>6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1) 当該加盟店から直接または第三者を經由して当社に対して譲渡されること、または、(2) 会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることについて、あらかじめ承諾します。また、会員は、上記(1)の譲渡に際し、加盟店に有する一切の抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他抗弁を含むがこれらに限られません。ただし、「ペイフレックス特約」<u>第7条および「ボーナス一括払い・分割払い特約」第7条の支払停止の抗弁を除きます。</u>）を主張しないことを、あらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第2章 ショッピング条項</p> <p>第9条（加盟店でのカードの利用）</p> <p>6. 会員は、当社または当社の加盟店業務委託先と加盟店との間の加盟店契約の内容に従い、加盟店でのカード利用による取引の結果発生した加盟店の会員に対する債権を、(1) 当該加盟店から直接または第三者を經由して当社に対して譲渡されること、または、(2) 会員からの委託に基づいて当社が立替払いをすることについて、あらかじめ承諾します。また、会員は、上記(1)の譲渡に際し、加盟店に有する一切の抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁その他抗弁を含むがこれらに限られません。ただし、「ペイフレックス特約」<u>第9条の支払停止の抗弁を除きます。</u>）を主張しないことを、あらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第3章 カード利用代金等の支払</p> <p>第13条（カード利用代金等の支払）</p> <p>3.基本カード会員は、カード利用代金等を、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日（ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。）に、基本カード会員指定の<u>支払口座</u>からの自動振替の方法により支払うものとします。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基づき、</p>	<p>第3章 カード利用代金等の支払</p> <p>第13条（カード利用代金等の支払）</p> <p>3.基本カード会員は、カード利用代金等を、その『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日（ただし、同日が金融機関の休日の場合は翌営業日とします。）に、基本カード会員指定の<u>お支払い口座</u>からの自動振替の方法により支払うものとします。なお、当社指定日に自動振替ができなかった場合には、一部金融機関との約定に基</p>

<p>指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。</p> <p>4.前項の規定にかかわらず、基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を<u>当社の指定する銀行口座</u>への振込による方法に代えることができ、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。基本カード会員は、当社指定の<u>口座</u>への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとします。</p>	<p>づき、指定日以降再度全額または一部を自動振替することができるものとします。</p> <p>4.前項の規定にかかわらず、基本カード会員は、あらかじめ当社の同意を得た場合のみ、この支払方法を<u>当社指定の銀行口座</u>への振込による方法に代えることができ、この場合には、『ご利用代金明細書』に記載の当社指定日を支払期日とします。基本カード会員は、当社指定の<u>銀行口座</u>への振込みの方法により支払を行う場合には、支払期日の当社または金融機関所定の時刻までに振込みを完了するものとし、振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に原則として翌営業日の支払として取り扱われることに異議がないものとします。</p>
<p>第 15 条（遅延損害金その他カード利用代金等の支払の過不足の処理）</p> <p>3. お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものいたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。ただし、ペイフレックス特約第 7 条に基づく支払停止の抗弁に係る充当については割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。</p>	<p>第 15 条（遅延損害金その他カード利用代金等の支払の過不足の処理）</p> <p>3. お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りない場合、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても、会員は、異議のないものいたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。ただし、ペイフレックス特約第 9 条に基づくリボルビング払いの支払停止の抗弁に係る充当については割賦販売法第 30 条の 5 の規定によるものとします。</p>
<p>第 4 章 その他</p> <p>第 16 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額（全ての支払区分に係るカード利用代金等を含む。）を支払うものとします。</p> <p>（1）支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、特約に基づく<u>ペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合を除く。</u></p> <p>（2）特約に基づく<u>ペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合であって、当社から 20 日以上</u>の相当な期間を定めてその支払を書面で催告され</p>	<p>第 4 章 その他</p> <p>第 16 条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 基本カード会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、この規約に定める支払期限にかかわらず、当社からの通知・催告なしに当然に期限の利益を失い、直ちに未払債務の全額（全ての支払区分に係るカード利用代金等を含む。）を支払うものとします。</p> <p>（1）支払期日にカード利用代金等の支払を一回でも遅延した場合。ただし、特約に基づく<u>ペイフレックス利用代金の支払を遅滞した場合を除く。</u></p> <p>（2）特約に基づく<u>ペイフレックス利用代金の支払を遅滞した場合であって、当社から 20 日以上</u>の相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p>

<p>たにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。 <u>特約に基づいてペイフレックス、ボーナス一括払いまたは分割払いを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。</u></p> <p>(3) <u>自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払を停止した場合。</u></p> <p>(4) <u>差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合。</u></p> <p>(5) <u>会員または会員の経営する会社が破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更正その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの申立てをした場合。</u></p> <p>(6) <u>会員が第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合または同条第 3 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。</u></p>	<p>(3) <u>特約に基づいてペイフレックスを利用して購入した商品等について、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をした場合。</u></p> <p>(4) <u>自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、または一般の支払を停止した場合。</u></p> <p>(5) <u>差押、仮差押、仮処分の申立てまたは滞納処分を受けた場合。</u></p> <p>(6) <u>会員または会員の経営する会社が破産手続開始、民事再生、特別清算、会社更正その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの申立てをした場合。</u></p> <p>(7) <u>会員が第 22 条第 1 項各号のいずれかに該当した場合または同条第 3 項各号のいずれかに該当する行為をした場合、もしくは同条の表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合。</u></p>
<p>第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）</p> <p>1. 当社は、次の各号に 1 つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとします。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。<u>当社が本条項に基づく措置をとったことにより、会員にいかなる損害、費用が発生しても、当社は一切責任を負わないものとします。</u></p> <p>(1) <u>入会申込書記載事項その他、会員が当社に申し出た事項に虚偽の内容があった場合。</u></p> <p>(2) <u>会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合、または違反するおそれがある場合。</u></p> <p>(3) <u>会員が当社に対する債務の履行を怠った場合（ただし、<u>ペイフレックス利用代金の弁済金の支払、ボーナス一括払いの支払または分割払いの分割支払金の支払を遅滞した場合</u>にあっては、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。）。</u></p>	<p>第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）</p> <p>1. 当社は、次の各号に 1 つでも該当した場合には、あらかじめ通知することなく、いつでも会員のカード利用の一時停止を含む利用制限または会員資格の取消しをすることができるものとします。この場合、家族カード会員は、基本カード会員に対する当社の措置に従うものとします。<u>（以下削除）</u></p> <p>(1) <u>入会申込書記載事項その他、会員が当社に申し出た事項に虚偽の内容があった場合。</u></p> <p>(2) <u>会員が本規約の条項その他当社との合意事項に違反した場合、または違反するおそれがある場合。</u></p> <p>(3) <u>会員が当社に対する債務の履行を怠った場合（ただし、<u>ペイフレックス利用代金の支払を遅滞した場合</u>にあっては、当社から 20 日以上相当な期間を定めてその支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。）。</u></p>
<p>第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）</p> <p>(12) <u>第 13 条第 3 項に定める自動振替による支払いのために必要な<u>決済口座</u>の設定手続きが完了していない</u></p>	<p>第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）</p> <p>(12) <u>第 13 条第 3 項に定める自動振替による支払いのために必要な<u>お支払い口座</u>の設定手続きが完了してい</u></p>

<p>場合。</p>	<p>ない場合。</p>
<p>第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）</p> <p>—</p>	<p>第 18 条（会員資格の一時停止および取消し）</p> <p><u>3. 会員は、当社が第 1 項に基づく措置をとる権限を持つことを確認し、同項に基づく措置により会員に損害、費用が発生した場合であっても、当社が責任を負わないことを確認します。</u></p>
<p>< お問い合わせ・ご相談窓口 ></p> <p><u>(2022年9月28日改定)</u></p>	<p>< お問い合わせ・ご相談窓口 ></p> <p><u>(2023年1月31日改定)</u></p>

●ペイフレックス特約 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p>第 1 条（総則）</p> <p>1. 本特約はアメリカン・エクスプレスのカード会員規約（以下「<u>会員規約</u>」<u>といいます</u>）の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特則を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。</p>	<p>第 1 条（総則）</p> <p>1. 本特約はアメリカン・エクスプレスのカード会員規約（以下「<u>会員規約</u>」<u>といいます。</u>）の一部を構成し、カード利用代金等の支払区分に関する特則を定めるものです。この特約に定める事項以外は、会員規約が適用されるものとします。</p>
<p>第 2 条（ペイフレックス登録）</p> <p>1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「<u>当社</u>」<u>といいます</u>）が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、<u>(1) 当社に対して所定の方法で申込みをし、当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合、または、(2) あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録をした場合（ただし、当社は、基本カード会員からかかるサービスの利用を希望しない旨の申し出があった場合、利用登録を解除するものとします）、（以下（1）（2）あわせて「ペイフレックス登録」といいます）、</u>本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。</p> <p>2. 当社は、必要があると認める場合（カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた<u>場合を含む</u>）には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。</p> <p>3. ペイフレックス登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の<u>支払口座</u>からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。</p> <p>4. <u>会員は、いつでもペイフレックス登録を解除できますが、その場合には、当社からの請求に基づき、ペイフレ</u></p>	<p>第 2 条（ペイフレックス登録）</p> <p>1. アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）（以下「<u>当社</u>」<u>といいます。</u>）が発行するカードのうち当社が指定するカードの基本カード会員は、<u>あらかじめ当社が審査の上サービスの利用を認めその旨の利用登録（以下「ペイフレックス登録」といいます。）をした場合に、</u>本特約および会員規約に従い、ペイフレックスを利用できるものとします。会員が当社の発行する複数のカードを貸与されている場合、ペイフレックス登録はカードを特定した上で行います。</p> <p>2. 当社は、必要があると認める場合（カードの再発行等によりカード番号の変更が生じた<u>場合を含みます。</u>）には、あらかじめ会員に通知することなく、会員のペイフレックス登録を解除し、またはペイフレックスの利用を一時停止することができるものとします。</p> <p>3. ペイフレックス登録は、原則として日本国内に住居を有する会員に限り認められます。また、支払方法として会員指定の<u>お支払い口座</u>からの自動振替の方法をとっている場合に限り認められます。会員が、これらの条件を満たさなくなった場合、ペイフレックスの登録および利用については当社の指示に従うものとします。</p> <p>（以下 4.削除）</p>

<p><u>ックス利用代金の未決済残高を一括でお支払いいただきます。</u></p>	
<p>第 3 条 (ペイフレックスの利用)</p> <p>1. ペイフレックスには、<u>次の二つの方式があり、基本カード会員が事前に選択し登録したいいずれか一方の方式のみを利用できるものとします。なお、あらかじめ当社がいずれかの方式を指定して登録しておく場合があります。</u>基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録をすることができまますが、従来の登録に基づき変更前になされたペイフレックスの利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、<u>当社は基本カード会員の E メールアドレス宛てに、当社が必要と認めた場合、締切日等重要事項について通知します。</u></p> <p>(1) <u>ペイフレックス (自動リボ変更方式)</u> 会員規約第 12 条に規定する 1 回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用 (ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。<u>次号</u>において同じ。)につき、その<u>金額</u> (カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第 14 条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額 (以下「ペイフレックス設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス設定金額を超えるカード利用であっても、<u>その利用金額が単独で、</u>または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときにあっては当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定する<u>リボルビング払い利用可能枠</u>を超える場合は、当該カード利用は<u>ペイフレックスの対象とはなりません。</u></p> <p>(2) ペイフレックス あとリボ (利用後にリボ変更を指</p>	<p>第 3 条 (ペイフレックスの利用)</p> <p>1.ペイフレックスには、<u>本条各号に定める方式があります。ペイフレックス 自動リボおよびペイフレックス あとリボについては、基本カード会員が事前に選択し登録したいいずれか一方の方式のみを利用できるものとします (なお、あらかじめ当社がいずれかの方式を指定して登録しておく場合があります。)</u>。ペイフレックス <u>自動リボおよびペイフレックス あとリボ</u>については、基本カード会員は、当社が認めた場合、当社所定の手続により、もう一方の方式に登録をすることができまますが、従来の登録に基づき変更前になされた<u>ペイフレックス自動リボ、ペイフレックスあとリボ</u>の利用に影響しません。なお、ペイフレックス登録後においては、<u>当社は、当社が必要と認めた場合、基本カード会員の E メールアドレス宛てに、締切日等重要事項について通知します。</u></p> <p>(1) <u>ペイフレックス自動リボ (自動リボ変更方式)</u> 会員規約第 12 条に規定する 1 回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用 (ただし、加盟店の種類、利用内容の性質等により当社が対象外とするものを除く。<u>次号および第 3 号</u>において同じ。)につき、その<u>ご利用金額</u> (カード利用代金等が外貨建てで生じた場合には、会員規約第 14 条に基づく円換算金額とします。)があらかじめ基本カード会員が所定の方法で設定した金額 (以下「ペイフレックス設定金額」といいます。)を超える場合には、当該利用についてリボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式をいいます。ただし、ペイフレックス設定金額を超えるカード利用であっても、<u>そのご利用金額が単独で、</u>または、ペイフレックス利用代金の未決済残高があるときにあっては当該未決済残高と合算した金額が、次条に規定する<u>ペイフレックス利用可能枠</u>を超える場合は、当該カード利用は<u>ペイフレックス 自動リボの対象とはなりません。</u></p> <p>(2) ペイフレックス あとリボ (利用後にリボ変更を指</p>

<p>定する方式)</p> <p>会員規約第 12 条に規定する 1 回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用につき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに<u>所定の方法で支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの指定があったものとして取り扱う方式を言います。</u></p>	<p>定する方式)</p> <p>会員規約第 12 条に規定する 1 回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用につき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに<u>所定の方法で支払区分変更してリボルビング払いへの変更を申し出て、当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いの支払区分として取り扱う方式を言います。</u></p> <p>(3) <u>ペイフレックス あと分割 (利用後に分割払いへの変更を指定する方式)</u></p> <p>会員規約第 12 条に規定する 1 回払いの支払区分でなされた会員の加盟店での各カード利用につき、基本カード会員が、当社が定める毎月の変更締切日までに<u>所定の方法で支払区分変更として分割払いへの変更を申し出て、当社が適当と認めた場合に、分割払いの支払区分として取り扱う方式を言います。</u></p>
<p>第 4 条 (リボルビング払い利用可能枠)</p> <p>1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとに<u>リボルビング払い利用可能枠</u>を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。</p> <p>2. 当社は会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時<u>リボルビング払い利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、当社は、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があった場合は、従前の利用可能枠に戻すものとします。</u></p> <p>3.<u>リボルビング払い利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のペイフレックス利用代金の未決済残高について適用され、会員は、リボルビング払い利用可能枠を超えない範囲内でペイフレックスを利用できるものとします。なお、リボルビング払い利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。</u></p> <p>4.本条に基づく<u>リボルビング払い利用可能枠に加え、当社が別に定めるボーナス一括払い・分割払い特約に基づくボーナス一括払い・分割払い利用可能枠の設定がされる場合、その総計は割賦販売法に定める上限を超</u></p>	<p>第 4 条 (ペイフレックス利用可能枠)</p> <p>1. 当社は、ペイフレックス登録に際して、基本カード会員ごとに<u>ペイフレックス利用可能枠</u>を設定し、対象カードを特定の上、所定の方法で基本カード会員に対し通知します。</p> <p>2. 当社は会員のカード利用状況や信用状況等を勘案し必要と認める場合には、特段の通知をせず随時<u>ペイフレックス利用可能枠を増額または減額することができるものとします。ただし、当社は、本項に基づき増額を行った際に、基本カード会員から増額を希望しない旨の申出があったときは、従前のペイフレックス利用可能枠に戻すものとします。</u></p> <p>3.<u>ペイフレックス利用可能枠は、基本カード会員および家族カード会員のリボルビング払いおよび分割払いを合わせたペイフレックス利用代金合計の未決済残高について適用され、会員は、ペイフレックス利用可能枠を超えない範囲内でリボルビング払いおよび分割払いを利用できるものとします。なお、ペイフレックス利用可能枠超過の判断は、当社のシステム上で行うものとし、ペイフレックス利用代金の支払があった場合でも、金融機関からの情報が当社のシステムに反映されるまでの間は、未決済と取り扱われることがあります。</u></p> <p>4.本条に基づく<u>ペイフレックス利用可能枠は割賦販売法に定める上限を超えないものとします。また、会員が複</u></p>

<p><u>えないもの</u>とします。また、<u>会員が複数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様</u>とします。</p> <p>(-)</p>	<p>数のカードを貸与されている場合において複数のカードにそれぞれ利用可能枠が設定される場合も同様とします。</p> <p><u>5.毎月の締切日において、リボルビング払いおよび分割払いのご利用代金の未決済合計額がペイフレックス利用可能枠を超過した場合、次条から第7条までの規定にかかわらず、会員は、その超える金額を、当社からの請求に基づき、次条の弁済金および第7条の分割支払金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。</u></p>
<p><u>第5条 (ペイフレックス利用代金の支払)</u></p> <p>1. <u>ペイフレックス利用代金とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金等を言います。基本カード会員は、毎月の締切日におけるペイフレックス利用代金の未決済残高に応じて、次条に定める手数料と元本との合計額として、別表(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、毎月の締切日において、ペイフレックス利用代金の未決済合計額が、リボルビング払い利用可能枠を超過した場合、会員はその超える金額を、当社からの請求に基づき、前項の弁済金と合わせて、一括払いにより支払っていただくものとします。</u></p> <p><u>3. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時(郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時)から、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のペイフレックスにかかる弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、ペイフレックス利用代金に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、ペイフレックス利用代金に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金</u></p>	<p><u>第5条 (リボルビング払い利用代金等の支払)</u></p> <p>1. <u>リボルビング払い利用代金等とは、ペイフレックスの適用に基づきリボルビング払いとして扱われるカード利用代金等を言います。基本カード会員は、毎月の締切日におけるリボルビング払いのご利用代金の未決済残高に応じて、次条に定める手数料とご利用代金に対する弁済の合計額として、別表1.リボルビング払い(1)の弁済額表の中から当社があらかじめ指定し、基本カード会員に対して通知した方法に基づく弁済金(ただし、締切日の残高と手数料との合計額が弁済金に満たない時はその合計額)を支払うものとします。(2.は削除)</u></p> <p><u>2. 基本カード会員は、毎月の『ご利用代金明細書』を閲覧できるようになった時(郵送にて送付される場合にはこれを受け取った時)から、当社が定める一定期間内に、別途定める方法に従い当社に申し出ることにより、当月のリボルビング払いに係る弁済金を増額することができます。また、会員は、別途定める方法に従い、リボルビング払い利用代金等に係る債務の全部または一部を随時支払うことができます。ただし、この場合、会員規約第15条第3項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、リボルビング払い利用代金等に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合</u></p>

<p>額についても同様とします。</p> <p>4.基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第 13 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>	<p>の調整金額についても同様とします。</p> <p>3. 基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第 13 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとします。</p>
<p>第 6 条 (ペイフレックスに係る手数料)</p> <p>1. <u>ペイフレックス利用代金</u>については、各明細書作成対象期間 (前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間) の各日の未決済残高に対して当社が別途定め基本カード会員に通知する<u>実質年率</u>による手数料を年 365 日 (うるう年の場合は 366 日) の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。</p> <p>2. <u>ペイフレックス利用代金</u>に対する手数料、<u>毎月の弁済金</u>の具体的算定例は別表 (2) のとおりです。</p> <p>3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、<u>当該手数料率</u>を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日における<u>ペイフレックス利用代金</u>の未決済残高および以降の未決済残高に対し適用されるものとします。</p>	<p>第 6 条 (リボルビング払いに係る手数料)</p> <p>1.<u>リボルビング払い利用代金</u>については、各明細書作成対象期間 (前月の明細書作成対象日の翌日から当月の明細書作成日までの期間) の各日の未決済残高に対して当社が別途定める基本カード会員に通知する<u>手数料率 (実質年率)</u>による手数料を年 365 日 (うるう年の場合は 366 日) の日割計算でお支払いいただきます。ただし、各々の利用につき利用日から起算して最初に到来する明細書作成日までの期間については、手数料計算の対象となりません。</p> <p>2. <u>リボルビング払い利用代金</u>に対する手数料、<u>弁済金</u>の具体的算定例は別表 1.<u>リボルビング払い (2)</u> のとおりです。</p> <p>3. 当社は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、随時会員に通知することによって、<u>第 1 項に規定する手数料率</u>を変更することができるものとします。変更後の手数料率は、別段の定めがない限り、変更日における<u>リボルビング払いのご利用代金</u>の未決済残高および以降の未決済残高に対し適用されるものとします。</p>
<p>—</p>	<p>第 7 条 (分割払い利用代金等の支払および手数料)</p> <p>1. <u>分割払い利用代金等</u>とは、ペイフレックスの適用に基づき分割払いとして扱われるカード利用代金等を行います。<u>分割払いを利用した場合の当該利用についての支払総額は、分割払いのご利用代金に別表 2.分割払い (1) による分割払手数料を加算した金額となります。</u>また、各回の分割支払金は、支払総額を支払回数で除した金額 (1 円単位の端数は最終回算入) となります。<u>分割払いの支払回数、手数料率 (実質年率)、計算方法は、別表 2.分割払い (1) のとおりとします。ただし、金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、当社は、あらかじめ会員に通知することによって、当該手数料率を変更できるものとします。</u></p> <p>2. 基本カード会員は、当社が別途定める方法に従い、分</p>

	<p><u>割払い利用代金等を一括して支払うことができます。</u> <u>この場合、当社は、当社所定の計算方法により算出された未発生の手数料の請求をせず、基本カード会員は、その余の金額を一括して当社に支払うものとしします。</u> <u>ただし、この場合、会員規約第 15 条第 3 項の定めるところに従い、お支払いいただいた金額が、会員の当社に対する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして当社が適当と認める順序、方法により、分割払い利用代金等に係る債務に優先して、他の債務に充当しても、会員は異議のないものとしたします。</u> <u>加盟店でのカード利用が取り消された場合およびその他の場合の調整金額についても同様とします。</u></p> <p>3. <u>基本カード会員は、本条の金額を、会員規約第 13 条に従い、その他のカード利用代金等とあわせて支払うものとしします。</u></p>
<p>—</p>	<p><u>第 8 条（分割払いの遅延損害金の特則）</u> <u>分割払いの場合の遅延損害金は、会員規約第 15 条第 1 項にかかわらず、支払総額の未決済合計額に対し法定利率を乗じた額を超えないものとしします。</u></p>
<p><u>第 7 条（支払停止の抗弁）</u></p> <p>5. 本条第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとしします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとしします。</p> <p>(1) カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。</p> <p>(2) 第 1 号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。）であるとき、<u>海外加盟店においてカードを利用したとき等カード利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。</u></p> <p>(3) <u>1 回のペイフレックス利用に係る現金価格が 3 万 8 千円に満たないとき。</u></p> <p>(4) <u>会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。</u></p> <p>(5) <u>本条第 1 項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。</u></p>	<p><u>第 9 条（支払停止の抗弁）</u></p> <p>5. 本条第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとしします。この場合、カードの利用による取引上の紛議は会員と加盟店とにおいて解決するものとしします。</p> <p>(1) カード利用が割賦販売法の適用を受けないとき。</p> <p>(2) 第 1 号に該当しない場合であって、売買契約が会員にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約または連鎖販売個人契約に係るものを除く。）であるとき。</p> <p>(3) <u>会員が海外においてカードを利用したとき等カード利用が割賦販売法第 35 条の 3 の 60 第 1 項に該当するとき。</u></p> <p>(4) <u>1 回のリボルビング払いのご利用に係る現金価格が 3 万 8 千円に満たないとき。</u></p> <p>(5) <u>1 回の分割払いのご利用に係る支払総額が 4 万円に満たないとき。</u></p> <p>(6) <u>会員による支払の停止が信義に反すると認められるとき。</u></p> <p>(7) <u>本条第 1 項各号の事由が会員の責めに帰すべきとき。</u></p>

<別表>

(1) ペイフレックスにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるペイフレックスのリボルビング未決済残高(円)	① 弁 済 金 (円)	② 弁 済 金 (円)
100,000 以下	3,000	7,000
100,001 以上、200,000 以下	6,000	14,000
200,001 以上、300,000 以下	9,000	21,000
以降 1,500,000 円までは同様に残高 10 万円迄増加ごとに	3,000 円加算	7,000 円加算
1,500,001 以上、1,800,000 以下	60,000	135,000
1,800,001 以上、2,100,000 以下	75,000	165,000
2,100,001 以上、2,400,000 以下	90,000	195,000
2,400,001 以上、2,700,000 以下	105,000	225,000
2,700,001 以上、3,000,000 以下	120,000	255,000

*②については新規の提供を中止しています。

*弁済金は元本返済額および手数料金額の合算です。

(2) ペイフレックス利用代金およびこれに対する手数料、毎月の弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を 14.9%、会員規約第 13 条第 3 項の支払期日を毎月 10 日、利用残高 100,000 円に対応する弁済金を 3,000 円、会員規約第 13 条第 2 項の毎月の締め日を毎月 20 日とします。また、A 月 20 日のペイフレックス利用代金の未決済残高を 100,000 円とし、A 月 21 日から翌 B 月 20 日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間 B 月 10 日に弁済金 3,000 円 (A 月 20 日までの手数料を 449 円とし、弁済金にはこれが含まれています) が決済されたとします。

A 月 21 日から B 月 20 日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金は次のようになります。
未決済残高 A 月 21 日から B 月 9 日までの 19 日間:100,000 円
B 月 10 日から B 月 20 日までの 11 日間:97,449 円

<別表>

1.リボルビング払い

(1) リボルビング払いにおける残高スライド弁済額表

毎月の締切日におけるリボルビング払いのご利用代金の未決済残高(円)	① 弁 済 金 (円)	② 弁 済 金 (円)
100,000 以下	3,000	7,000
100,001 以上、200,000 以下	6,000	14,000
200,001 以上、300,000 以下	9,000	21,000
以降 1,500,000 円までは同様に残高 10 万円迄増加ごとに	3,000 円加算	7,000 円加算
1,500,001 以上、1,800,000 以下	60,000	135,000
1,800,001 以上、2,100,000 以下	75,000	165,000
2,100,001 以上、2,400,000 以下	90,000	195,000
2,400,001 以上、2,700,000 以下	105,000	225,000
2,700,001 以上、3,000,000 以下	120,000	255,000

*②については新規の提供を中止しています。

*弁済金は、ご利用代金と手数料に対する弁済の合算額です。

(2) リボルビング払いのご利用代金およびこれに対する手数料、弁済金の具体的算定例は次のとおりです。

手数料率を 14.9%、会員規約第 13 条第 3 項の支払期日を毎月 10 日、利用残高 100,000 円に対応する弁済金を 3,000 円、会員規約第 13 条第 2 項の毎月の締め日を毎月 20 日とします。また、A 月 20 日のリボルビング払いのご利用代金の未決済残高を 100,000 円とし、A 月 21 日から翌 B 月 20 日までの間には、新たなカード利用はなかったものとします。なお、この間 B 月 10 日に弁済金 3,000 円 (A 月 20 日までの手数料を 449 円とし、弁済金にはこれが含まれています) が決済されたとします。

A 月 21 日から B 月 20 日までの各日の残高、その間の手数料、次回請求される弁済金 (B 月の翌月 10 日が支払期日のもの) は、次のようになります。
ご利用代金の未決済残高 A 月 21 日から B 月 9 日までの 19 日間:100,000 円

<p>手数料 (100,000 円 × 14.9% × 19 日 ÷ 365 日) + (97,449 円 × 14.9% × 11 日 ÷ 365 日) = 1,213 円 弁済金 3,000 円 元本充当分 3,000 円 - 1,213 円 = 1,787 円</p>	<p>B 月 10 日から B 月 20 日までの 11 日間:97,449 円 (100,000 円 + 449 円 - 3,000 円) 手数料 (100,000 円 × 14.9% × 19 日 ÷ 365 日) + (97,449 円 × 14.9% × 11 日 ÷ 365 日) = 1,213 円 弁済金 3,000 円 <u>ご利用代金の未決済残高への充当分</u> 3,000 円 - 1,213 円 = 1,787 円</p>
---	---

<p>—</p>	<p><u>2.分割払い</u> (1)分割払いのお支払回数、お支払期間、手数料率について</p> <table border="1" data-bbox="810 786 1481 1077"> <tr> <td><u>支払回数</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td><u>支払期間 (月)</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>6</u></td> <td><u>12</u></td> </tr> <tr> <td><u>手数料率 (%)</u></td> <td><u>14.9</u></td> <td><u>14.9</u></td> <td><u>14.9</u></td> </tr> <tr> <td><u>利用代金 100 円</u></td> <td><u>2.49</u></td> <td><u>4.35</u></td> <td><u>8.08</u></td> </tr> <tr> <td><u>当たりの手数料の額 (円)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>*上記「利用代金 100 円当たりの手数料の額」は、ご利用代金 100 円当たりの手数料の額を小数点以下 3 位切り上げで示しており、実際にお支払いいただく金額は、端数処理により、下記お支払例とは若干異なることがあります。</p> <p>(2) 分割払いのお支払例 利用代金 120,000 円、6 回払いの場合 ① 分割払手数料 120,000 円 × (4.35 円 ÷ 100 円) = 5,220 円 ② 支払総額 120,000 円 + 5,220 円 = 125,220 円 ③ 分割支払金 125,220 円 ÷ 6 回 = 20,870 円</p>	<u>支払回数</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>12</u>	<u>支払期間 (月)</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>12</u>	<u>手数料率 (%)</u>	<u>14.9</u>	<u>14.9</u>	<u>14.9</u>	<u>利用代金 100 円</u>	<u>2.49</u>	<u>4.35</u>	<u>8.08</u>	<u>当たりの手数料の額 (円)</u>			
<u>支払回数</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>12</u>																		
<u>支払期間 (月)</u>	<u>3</u>	<u>6</u>	<u>12</u>																		
<u>手数料率 (%)</u>	<u>14.9</u>	<u>14.9</u>	<u>14.9</u>																		
<u>利用代金 100 円</u>	<u>2.49</u>	<u>4.35</u>	<u>8.08</u>																		
<u>当たりの手数料の額 (円)</u>																					

<p><法定書面における用語の表記について> *会員規約 (特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会 (JCA) が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります</p> <p>リボルビング払い</p> <table border="1" data-bbox="97 2045 794 2094"> <tr> <td>標準用語</td> <td>法定書面における表記</td> </tr> </table>	標準用語	法定書面における表記	<p><法定書面における用語の表記について> *会員規約 (特約を含む)、ご利用代金明細書、および登録完了通知等においては、一般社団法人日本クレジット協会 (JCA) が定める標準用語について、下表のように表記している箇所があります</p> <p>リボルビング払い</p> <table border="1" data-bbox="799 2045 1492 2094"> <tr> <td>標準用語</td> <td>法定書面における表記</td> </tr> </table>	標準用語	法定書面における表記
標準用語	法定書面における表記				
標準用語	法定書面における表記				

	会員規約	ご利用代金 明細書	登録完了通 知
弁済金、各 回の支払 金額	毎月の弁 済金、ペイ フレックス 利用代 金の弁済 金	弁済金額、今 回ご請求金 額、前回弁済 金額	毎月のご返 済金額、毎 月の弁済金 の額
包括信用 購入あっ せんの手 数料、リボ 手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	基本手数料 率	手数料利率 (実質年 率)、基本手 数料率(実 質年率)

*支払停止の抗弁に関する書面(ペイフレックス特約第7条)については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。
「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」電話：0120-070979

(2021年12月1日改定)

	会員規約	ご利用代金 明細書	登録完了通 知
現金価格、 利用金額	利用代金		
弁済金、 各回の支 払金額		リボ弁済金 額、今回ご請 求金額、前回 弁済金額	毎月のご返 済金額、毎 月の弁済金 の額
包括信用 購入あっ せんの手 数料、リボ 手数料	手数料	手数料、利息	
実質年率	手数料率	手数料率	手数料利率 (実質年 率)、基本手 数料率(実 質年率)

分割払い

標準用語	法定書面における表記		
	会員規約	ご利用代金 明細書	登録完了通 知
現金価格、利用 金額	利用代金	ご利用分	
支払分、分割支 払額、分割支払 金、各回の支払 金額		今回お支払 金額 (お支払月 額)、今月 ご請求額	
包括信用購入あ っせんの手数 料、分割払手数 料	手数料	手数料、手 数料ご請求 額	
実質年率	手数料率	年利率、手 数料率	分割払い手 数料率(実 質年率)

	<p>*支払停止の抗弁に関する書面 (<u>ペイフレックス特約第9条</u>) については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。</p> <p>「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」電話：0120-070979</p> <p style="text-align: right;">(2023年1月31日改定)</p>
ボーナス一括払い・分割払い特約	(ボーナス一括払い・分割払い特約全て削除)

●個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p><別表> 登録情報および登録期間</p> <p>（当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人 情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、支払状況（解約、完済等の事実を含む。）等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。</p>	<p><別表> 登録情報および登録期間</p> <p>（当社が登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人 情報、契約日、契約の種類、入金日、契約額、極度額、支払回数、利用残高、完済予定年月日、<u>割賦残高、年間請求予定額</u>、<u>支払状況</u>（解約、完済等の事実を含む。）等、その他各加盟信用情報機関が定める情報となります。</p>

●ヒルトン・オナーズ アメリカン・エクスプレス提携カードに関する特約 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p><お問い合わせ・ご相談窓口> *商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。 *カード利用代金等のお支払いについてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までご連絡ください。 *支払停止の抗弁に関する書面（<u>ペイフレックス特約第7条、ボーナス一括払い・分割払い特約第7条</u>）については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。 *個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までお願いします。</p>	<p><お問い合わせ・ご相談窓口> *商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。 *カード利用代金等のお支払いについてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までご連絡ください。 *支払停止の抗弁に関する書面（<u>ペイフレックス特約第9条</u>）については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。 *個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまたはカード裏面に記載のアメリカン・エクスプレスの連絡先までお願いします。</p>

●ANA アメリカン・エクスプレス提携カード会員特約 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p><お問い合わせ・ご相談窓口> *商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。</p>	<p><お問い合わせ・ご相談窓口> *商品等のご購入契約についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店にご連絡ください。</p>

<p>* カード利用代金等のお支払いについてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまでご連絡ください。</p> <p>* 支払停止の抗弁に関する書面（<u>会員規約 17 条第 4 項</u>）については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。</p> <p>* 個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまでお願いします</p>	<p>* カード利用代金等のお支払いについてのお問い合わせ・ご相談は、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまでご連絡ください。</p> <p>* 支払停止の抗弁に関する書面（<u>ペイフレックス特約第 9 条</u>）については、下記の「アメリカン・エクスプレスお客様相談室」までご連絡ください。</p> <p>* 個人情報に関する開示・訂正・削除や利用・提供中止の申出、その他お問合せは、下記の各メンバーシップ・サービス・センターまでお願いします。</p>
---	--

●アメリカン・エクスプレス・カード・サービス「メンバーシップ・リワード *」プログラム会員規約 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p>第 4 条（ポイントの付与）</p> <p>2. 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（<u>延べ払い方式、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いません。</u>）を含みます。但し、次のものは含まれません。</p> <p>(1) 遅延損害金</p> <p>(2) <u>リボルビング払い</u>における手数料</p> <p>(3) 対象カードの年会費、及び第 9 条第 5 項の「メンバーシップ・リワード・プラス」参加費</p> <p>(4) E d y、モバイル Suica、SMARTICOCA へのチャージおよびこれらの利用額</p> <p>(5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金及び手数料</p>	<p>第 4 条（ポイントの付与）</p> <p>2. 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（<u>支払方法の如何を問いません。</u>）を含みます。但し、次のものは含まれません。</p> <p>(1) 遅延損害金</p> <p>(2) <u>分割払い・リボルビング払い</u>における手数料</p> <p>(3) 対象カードの年会費、及び第 9 条第 5 項の「メンバーシップ・リワード・プラス」参加費</p> <p>(4) E d y、モバイル Suica、SMARTICOCA へのチャージおよびこれらの利用額</p> <p>(5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金及び手数料</p>
<p><別紙 表 1 ></p> <p>● 対象カード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>アメリカン・エクスプレス・カード</u> ・アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード ・プラチナ・カード ・センチュリオン・カード ・<u>アメリカン・エクスプレス・ビジネス・カード</u> ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・ゴールド・カード ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・プラチナ・カード ・アメリカン・エクスプレス・ブルー 	<p><別紙 表 1 ></p> <p>● 対象カード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>アメリカン・エクスプレス・グリーン・カード</u> ・アメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード ・プラチナ・カード ・センチュリオン・カード ・<u>アメリカン・エクスプレス・ビジネス・グリーン・カード</u> ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・ゴールド・カード ・アメリカン・エクスプレス・ビジネス・プラチナ・カード

(会員番号の上 4 桁の数字が 3765 - であるカードは除く) ・当社が別途指定するその他のカード	・アメリカン・エクスプレス・ブルー (会員番号の上 4 桁の数字が 3765 - であるカードは除く) ・当社が別途指定するその他のカード
--	---

●ヒルトン・オナーズ アメリカン・エクスプレス提携カードのポイントに関する規約 新旧対照表 (下線部分が改定箇所になります。)

改定前	改定後
第3条 (特典・便益の提供) 2. 特典・便益の対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金 (<u>分割払い、リボルビング払い、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いません</u>) を含みます。ただし、次のものは含まれません。(1) 遅延損害金 (2) 分割払い・リボルビング払いにおける手数料 (3) 対象カードの年会費 (4) Edy、モバイル Suica、SMART ICOCA へのチャージおよびこれらの利用額 (5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料	第3条 (特典・便益の提供) 2. 特典・便益の対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金 (<u>支払方法の如何を問いません</u>) を含みます。ただし、次のものは含まれません。(1) 遅延損害金 (2) 分割払い・リボルビング払いにおける手数料 (3) 対象カードの年会費 (4) Edy、モバイル Suica、SMARTICOCA へのチャージおよびこれらの利用額 (5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料

●Marriott Bonvoy アメリカン・エクスプレス提携カードによる Marriott Bonvoy® ポイントに関する規約 新旧対照表 (下線部分が改定箇所になります。)

改定前				改定後			
第3条 (特典・便益の提供) 1. 各対象カードの各利用毎 (当社処理日基準) に、原則として当該利用金額に応じて規定するポイントが、毎月 1 回当社の定める日に自動的に当該基本カード会員の Marriott Bonvoy ロイヤルティプログラムの会員口座へ直接付与されます (但し、一部サービス商品においては、別途当社所定の積算レートに基づき付与されるものとします)。また入会ボーナスポイント等がある場合も同様に付与されます。				第3条 (特典・便益の提供) 1. 各対象カードの各利用毎 (当社処理日基準) に、原則として当該利用金額に応じて規定するポイントが、毎月 1 回当社の定める日に自動的に当該基本カード会員の Marriott Bonvoy ロイヤルティプログラムの会員口座へ直接付与されます (但し、一部サービス商品においては、別途当社所定の積算レートに基づき付与されるものとします)。また入会ボーナスポイント等がある場合も同様に付与されます。			
種別	加盟店の種類	Marriott Bonvoy® アメリカ	Marriott Bonvoy® アメリカ	種別	加盟店の種類	Marriott Bonvoy® アメリカ	Marriott Bonvoy® アメリカ

		ン・エキ スプレス ••カード	ン・エキ スプレス ••プレミ アム・カ ード			ン・エキ スプレス ••カード	ン・エキ スプレス ••プレミ アム・カ ード
①	Marriott Bonvoy ロイヤルティプログラム参加ホテルでの各利用金額*1	100 円につき 4 ポイント	100 円につき 6 ポイント	①	Marriott Bonvoy ロイヤルティプログラム参加ホテルでの各利用金額*1	100 円につき 4 ポイント	100 円につき 6 ポイント
②	上記以外の加盟店（以下の特定加盟店を除く）での各利用金額	100 円につき 2 ポイント	100 円につき 3 ポイント	②	上記以外の加盟店（以下の特定加盟店を除く）での各利用金額	100 円につき 2 ポイント	100 円につき 3 ポイント
③	当社が指定する特定の加盟店*2 での各利用金額	200 円につき 2 ポイント	200 円につき 3 ポイント	③	当社が指定する特定の加盟店*2 での各利用金額	200 円につき 2 ポイント	200 円につき 3 ポイント

*1 対象となるお支払い代金とは、Marriott Bonvoy ロイヤルティプログラム参加ホテルでの宿泊や直営レストラン、オンラインショップなどのお支払い代金を指します。旅行代理店などの第三者を通じたご予約による料金は対象となりません。対象ホテルについては、marriottbonvoy.com/jp をご確認ください（随時、予告なしに変更されることがあります。）

*2 当社のウェブサイト
(www.americanexpress.co.jp/mrxp) にてご確認ください
だけです。

2. 特典・便益の対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（分割払い、リボリング払い、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いません）を含みます。ただし、次のものは含まれません。

*1 対象となるお支払い代金とは、Marriott Bonvoy ロイヤルティプログラム参加ホテルでの宿泊や直営レストラン、オンラインショップなどのお支払い代金を指します。旅行代理店などの第三者を通じたご予約による料金は対象となりません。対象ホテルについては、marriottbonvoy.com/jp をご確認ください（随時、予告なしに変更されることがあります。）

*2 ポイント加算対象外またはポイント加算上限が設定される加盟店がございました。当社のウェブサイト
(www.americanexpress.co.jp/mrxp) にてご確認ください
だけです。

2. 特典・便益の対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（支払方法の如何を問いません）を含みます。ただし、次のものは含まれません。

<p>(1) 遅延損害金</p> <p>(2) 分割払い・リボルビング払いにおける手数料</p> <p>(3) 対象カードの年会費</p> <p>(4) Edy、モバイル Suica、SMARTICOCA へのチャージおよびこれらの利用額</p> <p>(5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料</p>	<p>(1) 遅延損害金</p> <p>(2) 分割払い・リボルビング払いにおける手数料</p> <p>(3) 対象カードの年会費</p> <p>(4) Edy、モバイル Suica、SMARTICOCA へのチャージおよびこれらの利用額</p> <p>(5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料</p> <p><u>(6) 当社が指定する特定加盟店でのポイント加算上限を超える利用代金</u></p>
---	--

●ANA アメリカン・エクスプレス提携カードメンバーシップ・リワード®・プログラム会員規約
新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p>第 4 条（ポイントの付与・失効）</p> <p>2. 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（<u>延べ払い方式、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いません。</u>）を含みます。ただし、次のものは含まれません。</p> <p>(1) 遅延損害金</p> <p>(2) 銀行口座自動振替決済の場合の引落とし不能手数料</p> <p>(3) <u>リボルビング払い</u>における手数料</p> <p>(4) 対象カードの年会費、および第 9 条の「ポイント移行コース」参加費</p> <p>(5) Edy へのチャージおよび楽天 Edy サービスの利用額</p> <p>(6) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料</p>	<p>第 4 条（ポイントの付与・失効）</p> <p>2. 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（<u>支払方法の如何を問いません</u>）を含みます。ただし、次のものは含まれません。</p> <p>(1) 遅延損害金</p> <p>(2) 銀行口座自動振替決済の場合の引落とし不能手数料</p> <p>(3) <u>分割払い・リボルビング払い</u>における手数料</p> <p>(4) 対象カードの年会費、および第 9 条の「ポイント移行コース」参加費</p> <p>(5) Edy へのチャージおよび楽天 Edy サービスの利用額</p> <p>(6) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料</p>

●スカイマイル プログラム規約 新旧対照表（下線部分が改定箇所になります。）

改定前	改定後
<p>第 3 条（当プログラムの特典・便益）</p> <p>2. 当プログラムの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（<u>分割払い、リボルビング払い、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を</u></p>	<p>第 3 条（当プログラムの特典・便益）</p> <p>2. 当プログラムの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（<u>支払方法の如何を問いません</u>）を含みます。ただし、次のものは含ま</p>

<p>問いません) を含みます。ただし、次のものは含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遅延損害金 (2) トラベラーズ・チェックの購入代金(購入手数料を含みます) (3) 分割払い・リボルビング払いにおける手数料 (4) 対象カードの年会費 (5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料 	<p>れません。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 遅延損害金 (2) トラベラーズ・チェックの購入代金(購入手数料を含みます) (3) 分割払い・リボルビング払いにおける手数料 (4) 対象カードの年会費 (5) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料
---	---

●STACIA カード会員規約 新旧対照表 (下線部分が改定箇所になります。)

改定前	改定後
<p>第 13 条 (共同利用者及び阪急阪神ホールディングスグループ各社との個人情報に関する同意)</p> <p>1. 会員等は、第 12 条 1 項で同意された目的の範囲内で、当社と以下の共同利用する会社が会員に関する個人情報を共同利用することに同意します。なお、共同利用における以下の項目は、<u>当社ホームページ・STACIA プラザに公表します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共同利用する個人データの内容。 (2) 共同利用の目的。 (3) 共同利用する会社。 (4) 共同利用する個人情報の管理者 	<p>第 13 条 (共同利用者及び阪急阪神ホールディングスグループ各社との個人情報に関する同意)</p> <p>1. 会員等は、第 12 条 1 項で同意された目的の範囲内で、当社と以下の共同利用する会社が会員に関する個人情報を共同利用することに同意します。なお、共同利用における以下の項目は、<u>当社ホームページに公表します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 共同利用する個人データの内容。 (2) 共同利用の目的。 (3) 共同利用する会社。 (4) 共同利用する個人情報の管理者。